

●返戻金制度に関する事項

当事業所は返戻金制度（短期退職時の手数料の支払い免除）を設けています。詳細は以下のとおりです。

- ・ 入社日を基準日（入社日が公休日の場合は最初の出勤日）とし、翌月以降応当する日における在籍の有無により決定する。なお、応当日が無い場合は、その月の末日を応当日とする。

基準日に在籍している場合：本件報酬の 3 分の 2 免除

翌月応当日に在籍している場合：本件報酬の 3 分の 1 免除

翌々月応当日に在籍している場合：免除なし

詳細は、契約書にてご確認下さい。

なお、返戻金制度は契約書等により別の定めをする場合があります。